

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第二中学校
校長名 山口 徹 公印

令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法と教育基本法の理念に基づき、健康で豊かな心をもつ生徒の育成をめざし、次のようなめざす生徒の姿を掲げ本校の教育の基本とする。

校訓 「自律」

◎進んで学ぶ生徒 「学ぶ」 ○心の豊かな生徒 「思いやる」 ○協力し勤労する生徒 「やりぬく」

(2) 特別支援学級の教育目標

生徒一人ひとりの自立をめざし、心身ともに健康な生徒を育成するため、特別支援学級の教育目標を次のように設定する。

- ・ 自ら学び、考える力を育てる。
- ・ ルールを守り、思いやりをもって仲間と協力する態度を育てる。
- ・ 将来の自立に向けて基本的な生活習慣を身に付け、自分のことは自分でやる力を育てる。

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

- ① 生徒の興味関心や個々の発達段階に応じた学習課題を設定することで、自ら取り組む姿勢を育てるとともに、基礎的、基本的な学力の向上と定着を図る。
- ② 習熟度別少人数指導や1人1台の学習用端末などを活用し、生徒一人ひとりに合った学びを充実させ知識の着実な習得を図る。また学習用端末を活用して、家庭学習の習慣化や不登校生徒の学習環境を整える。

イ 豊かな心の育成

- ① 規範意識、礼儀を大切にし、あいさつやコミュニケーションの指導を充実させ、よりよい人間関係を築けるようにする。
- ② 学校行事や体験する活動を通して、社会生活におけるルールや正しい判断力を身に付け、お互いを認め合う思いやりの心や豊かな心を育て、いじめを許さない心の醸成を図る。

ウ 健やかな体の育成

- ① 健やかな体を育成するために、規則正しい生活リズムの形成や体力づくり、食育に取り組み、健全な食生活や健康について意識して生活が送れるようにする。
- ② 個別指導計画や学校生活支援シートに基づき、個々に合わせた課題や環境を設定し取り組むことで、学校生活及び家庭生活における自立をめざす。

エ 不登校生徒への支援

- ① 生活指導部を中心に、不登校生徒一人ひとりの状況を把握し、支援の方法、変化を丁寧に確認して、社会的自立に向けた居場所づくりを進める。また保護者と密に連携をとる。
- ② 不登校総合対策プラン「つながるプラン」に基づき、不登校対応巡回教員、スクールカウンセラー、関係諸機関との連携を深め、不登校生徒一人ひとりへのサポート体制を整え、進捗を細やかに確認する。

オ いじめの防止等の取組

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめをしない、させないために自他の生命と人権を尊ぶ心情を養う。
- ② 学校いじめ対策委員会を中心に未然防止、早期発見に努め、いじめが発見された場合は早期に対応する。
- ③ 生徒がSOSを出しやすい環境をつくり、生徒の相談できる大人の存在を把握する。

カ 特別支援教育の充実

- ① 八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、教職員の特別支援教育に関する理解を深め、全ての生徒が共に学び、互いに助け、尊重し合い自立できる取組を学校全体で組織的に行う。また関係諸機関との連携を深め、生徒の生活や学習における困難を改善、克服するために合理的配慮を組織的に進める。
- ② 特別支援学級と通常学級の交流や協働での学校行事を通して、他者を認め尊重し協力する姿勢を育てる。

キ 小中一貫教育のさらなる充実 【第二中学校グループ（第九小学校）】

第二中学校グループとしての共通目標（義務教育終了段階において育成すべき生徒像）を「社会の一員としての自覚」とし、義務教育9年間で育てたい児童・生徒像を「何事にも主体的に挑戦する思いやりをもった児童・生徒」とする。児童・生徒の発達段階を踏まえた9年間を見通した系統的な指導を行い、社会の一員としての自覚を生み出し育て、何事にも主体的かつ思いやりをもって挑戦する児童・生徒の育成をめざす。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① できる・分かる授業のために、生徒一人ひとりの特性や学習状況などの実態を見極める。特に国語や数学、英語では少人数指導を行う。またドリル型学習コンテンツを活用した家庭学習に取り組むことで一人ひとりに合った学習を進め、基礎学力の定着を図る。
- ② 1人1台の学習用端末を活用した教材研究を行い、教員の授業力向上を図る。生徒のICTを活用する力を伸ばせるよう、1人1台の学習用端末を使って授業の課題提出やスライド作成、発表等の学習活動を積極的に行う。
- ③ ソーシャルスキルトレーニングを年間を通して計画的に行い、状況に応じた言動がとれる力を育てる。
- ④ 体験学習やグループ学習など、周りの人と共に考える活動を通して主体的・対話的で深い学びの実現をめざし、自分の意見や考えを伝える力や物事を多面的に捉える力を育てる。

イ 総合的な学習の時間

- ① 八王子の郷土学習に取り組み、校外学習や宿泊学習、移動教室を通して実際に体験し地域への愛着等を深める。また日本遺産や文化、伝統の理解を深める学習を推進していく。
- ② 「地域に根ざしたキャリア教育」と「SDGsを達成するための地域の理解」を柱とした各学年のテーマに取り組み、課題発見から解決の仕方までの学びを通し、望ましい勤労観やよりよく生きようとする態度を養う。また自分の考えを伝える、他者の考えを理解できるようグループワークや発表活動等の機会を設ける。
- ③ 各学年の総合的な学習の時間において、移動教室や校外学習、修学旅行の事前、事後学習への参加を中心に、生徒の実態に応じて通常の学級の生徒との交流や共同学習を実施する。
- ④ 地域の方々を外部講師とする「ふれあい講座」を実施して、地域の一員としてのアイデンティティを養い、地域の魅力や豊かな地域性について触れて、興味関心を高め、探究する態度を育てる。

ウ 特別活動

- ① 学級における好ましい人間関係づくりや、学級内での係活動などの役割分担を通して責任感を高めさせ、コミュニケーション力や社会性に関する技能を向上させる。
- ② 生徒一人ひとりの発達段階に応じ、生徒会活動への積極的な参加を促す。また学校行事における通常の学級の生徒との交流や共同学習を通し、相互理解を図り、社会性を伸ばさせる。
- ③ 他の特別支援学級との体育的・文化的連合行事（球技大会、劇と音楽の会）を通して交流を深め、より良い人間関係の形成をめざす。
- ④ 集団宿泊的行事で様々な体験活動、協働学習を通して、生徒同士のコミュニケーション力の向上を図る。また係活動によって集団の中での自分の役割に責任をもち、やり遂げる力、身辺自立の力を付けられるようにする。

エ 自立活動

- ① 生徒に寄り添った丁寧な指導を進め、あいさつ、返事、言葉遣い、身だしなみ等基本的な生活習慣が身に付くようにする。また家庭との連携を密に取り、学校生活支援シート、個別指導計画に基づいて行う。
- ② 自立に向けての身辺課題を見直し、日常生活の授業を中心に生活技能トレーニングを行う。保健体育科や家庭科の授業では食育や体づくり運動を通して健康の保持増進をさせる。
- ③ 各教科等を合わせた指導では協働的な学習活動を積極的にを行う。よりよい人間関係の形成のためにソーシャルスキルトレーニング等を行い自己理解や他者との関り方を学ぶことを通してコミュニケーション力の向上を図り、日常生活の中で活用できるようにする。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ア 生命の尊さ、親切、思いやりの心を育てることに重点をおき、互いに認め合い、よりよい生き方について考えさせる。
- イ 「道徳授業地区公開講座」や学校公開等で授業を保護者・地域に公開する。また意見交換会では学校の取組やねらいを説明し、保護者・地域とともに道徳教育を考える場とする。

(3) キャリア教育

- ア 第二中学校地区義務教育9年間と通じたキャリア教育全体目標を「第二中学校地区のよさを活かし、社会的・職業的自立に向けて目的をもって学ぶことができる実践的態度を育成する」とし、体験的活動、課題を解決する学習を系統的に推進し達成をめざす。また、はちおうじっ子キャリアパスポートを効果的に活用するため小学校との引継ぎを丁寧に行い、生徒一人ひとりに応じた進路指導や生徒理解につなげる。
- イ 地域資源を生かした教材活用により、働く意義や八王子の歴史や産業への関心を高め、地域の課題を多面的・多角的に考察し解決策を提言し、地域社会に貢献しようとする態度を養う。
- ウ 生徒の教育的ニーズや特性に応じた取り組みや 쉬운課題、活動設定を行い、校外学習や職場体験等を通して将来の生き方や進路について考え自己選択、自己決定する力を育成する。
- エ 生徒や保護者に向けて卒業後の進路についてさまざまな情報を提供し進路選択、決定につなげていく。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ① 生活のきまりについて生徒が主体的に見直しや改善を図ることができるよう自治的活動を支援する。
- ② 安全指導、避難訓練、薬物乱用防止教室等を通じて危機の回避や自らの安全を守るための考え方や行動の仕方をも身に付けさせる。またセーフティ教室や毎月の安全指導を活用し、交通安全教育の充実を図る。
- ③ 生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、教材「生命（いのち）の安全教育」を基に、全学年で発達段階に応じて保健体育科や特別活動等で指導を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ① 週1回の「いじめ対応のための時間」は気になる生徒の情報共有と対応記録の作成に充て、いじめの早期発見、早期解決につなげる。また「メディアリテラシー教育」によるSNS上のトラブルに関する授業やいじめを題材とした授業を年3回以上行い、相手を尊重する心や思いやりの心を育てる。
- ② 毎月実施する学校生活アンケートやふれあい月間でのアンケート、教員との面談等を通して、いじめやトラブルの早期発見・早期対応を徹底し、丁寧に生徒と関わり、寄り添い支援する体制を明示して生徒が大人に相談しやすい環境を整える。週1回以上の学校いじめ対策委員会を核とし生徒の情報、対応の進捗状況を共有し、学校組織全体でいじめ防止に関する指導にあたる。また気になる生徒をリストアップし、全教員で共有する。
- ③ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」では6～7月に校長講話、ふれあいに関する道徳授業、いじめ防止プログラム、弁護士によるいじめ予防授業、認知症サポーター養成講座を行う。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 学校生活アンケート結果や毎週実施する生徒と教員の二者面談を活用し、学級や集団への適応感を分析して指導・援助の方針を定め、休み始め、トラブル直後など機を逃さない指導を進める。
- ② 不登校対応巡回教員と連携し、登校支援方法、不登校生徒の居場所「オアシス教室」運営改善を含めた「つながるプラン」に則した不登校生徒の支援ニーズの把握や社会的自立に向けた支援を工夫する。
- ③ 登校支援コーディネーターを中心に個票システムを効果的に活用して不登校（傾向）生徒の早期把握、対応協議をして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とも定期的に会合、連携し、組織的に支援する。また保護者との連絡を密に行い、関係機関との接続や連携協力を迅速に進める。

(5) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

- ① 「はちおうじっ子ミニマム」を活用して、個々の理解度や達成度の把握に努め、放課後等の学習意欲を高める個別のサポートをすすめ、社会生活を営む上で最低限身に付けるべき基礎的・基本的な学力の確実な定着を図る。また、夏季休業学習教室を行い、生徒主体の補充学習を支援する。
- ② 校務分掌組織内に学力向上担当者を置き、定期考査前の「朝の10分間学習」により、生徒一人ひとりが課題に向かう主体的な学習態度の涵養を全校体制ですすめ、学力の確実な定着を図る。

(6) 特色ある教育活動

ア 通常の学級、関係機関との交流

- ① 一斉授業に加え、個々に応じたグループ別指導、学年別指導、個別指導を行う。また学校生活支援シートや個別の指導計画に基づき家庭と連携を取りながら、生徒一人ひとりの実態に即した指導を計画的に行う。
- ② 通常の学級との交流活動は、授業、朝礼や学年集会、委員会活動、校外学習、学校行事への参加を生徒一人ひとりの状況に応じて実施し、相互理解を図る。
- ③ 年に1回、近隣の小学校特別支援学級の児童との交流会を実施する。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組 【第二中学校グループ（第九小学校）】

- (取組1) 第6学年を対象として、部活動体験、中学校の教員による体験授業を行う。また、代表児童、生徒の定期的な討議の機会を確保し、はちおうじっ子サミットの取組を中心とした共通のテーマの活動により、親睦を深め学校生活向上を図り、小中の接続に安心感と期待感を醸成する。
- (取組2) 第九小学校と年3回（学期に1回）の小・中合同研修会を実施する。「学力定着プロジェクトチーム」を中心にグループ内の児童・生徒における課題を探り、指導内容の検討を重ねる。
- (取組3) 合同研修会や合同校内委員会等を通じて、グループ内の配慮を要する児童・生徒の状況や生活習慣、規範意識等の課題を共通理解し、系統的に指導する。
- (取組4) 地域、保護者、第九小学校との青少年対策第二地区委員会主催のクリーン活動の企画運営を支援し、地域への感謝の気持ちや地域貢献に対する意識を高める。

ウ その他

- ① 第二中学校グループが一体となり、情報活用能力系投表に基づきタイピング入力で円滑に文章を作成することができる力を身に付けさせる。また、学習用端末を活用したレポート作成と発表をする機会を確保する。
- ② 「八王子市の部活動改革」がめざす方向性を基に、再編した学校部活動への理解と協力を学校、生徒、保護者、地域ですすめ、生徒の目標をもった主体的な活動を支援し、個々に寄り添ったより豊かな中学校生活を作る。
- ③ 地域の夏祭り、どんど焼き等地域行事への関わりを促し、一般参加を推進するポスター校内掲示を続ける。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 \ 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	16	19	23	13	6	20	22	19	19	15	18	19	209
2	18	19	23	13	6	20	22	19	19	15	18	19	211
3	18	19	23	13	6	20	22	19	19	15	18	16	208
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年は、4月8日（水）に入学式があるため、2日減 ・第3学年は、3月19日（水）に卒業式があるため、3日減 ・10月1日（木）の都民の日は授業を実施する。 ・5月9日（土）、6月27日（土）、9月12日（土）、10月24日（土）、3月6日（土）に土曜授業を行い、振替休業日をとらない。 ・夏季休業日を7月21日から8月23日までとする。 												

(2) 各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

①各教科

教科名		学年			
		1	2	3	
各教科	国 語	0	0	0	
	社 会	0	0	0	
	数 学	0	0	0	
	理 科	0	0	0	
	音 楽	0	0	0	
	美 術	0	0	0	
	保 健 体 育	0	0	0	
	技 術・家 庭	0	0	0	
	外 国 語（英 語）	0	0	0	
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科	教科名	内 容			
	国 語	文字の読み書き、文章読解、会話、作文、手紙、書写、漢字、音読、訓読、発表、読書	140	140	140
	社 会	地域、地理、歴史、ニュース、防災、社会事情、東京都の歴史、日本の文化、世界の文化	35	35	35
	数 学	数量の概念、四則計算、図形、時間、距離、金銭、交通費、生活費、月日、日時、定規	105	105	100
	理 科	生き物「植物の生態・動物の行動」、季節「四季」、天候、自然観察、天体	35	35	35
	音 楽	歌唱、合唱、合奏、リズムに合わせて音を奏る。音楽鑑賞「音楽に親しむ。音響に興味をもつ」	70	70	70
	美 術	絵画を描く。木工作品を手掛ける。造形作品の作成。版画の製作。共同作品の製作、準備	70	70	70
	保健体育	体幹、補強運動、集団行動「方向変換、列の増減」、体操、陸上競技、球技、水泳、柔道	140	140	140
	職業・家庭	パソコン、データ入力、木工作业、金工作业 植物栽培、織物染色、調理実習、手芸作業	105	105	105
	外国語（英語）	単語、英会話、アルファベット、語彙力、日常生活に必要な英語を学ぶ、ALT学習	35	35	35
小計		735	735	730	

②特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	学年		
		1	2	3
特別の教科 道徳	よりよい学校生活、集団生活の充実、相互理解、寛容、思いやり、感謝、生命の尊さ等	35	35	35
総合的な学習の時間	キャリア教育・郷土学習・食育 ・環境教育に関連した内容	60(5)	65(5)	60(10)
特別活動	学級の組織づくり、生活目標、学年目標 班目標、行事学習の事前、事後学習	35	35	35
自立活動	言語理解、身辺整理、コミュニケーションの向上、健康の保持、生活技能の向上	0	0	0
小計		130(5)	135(5)	130(10)

③各教科等を合わせた指導

指導の形態	内容	学年		
		1	2	3
日常生活の指導	あいさつ、清掃、衣服の着脱、食事、整理整頓、身だしなみ、公衆衛生、公共機関、施設でのマナー	35	35	35
生活単元学習	校外学習、移動教室、お別れ会、運動会、合唱コンクール等の行事に向けての取組、	80	80	85
作業学習	清掃学習、調理、栽培、小物製作、事務作業などの校内実習等の取組	35	35	35
小計		150	150	155

④年間総授業時数 (①+②+③)

学 年		1	2	3
年 間 総 授 業 時 数		1015(5)	1015(5)	1015(10)
備 考	ア 1単位時間 1単位時間は50分とする。			
	イ 特別活動(生徒会活動) 特別活動は35時間で学級活動を行う。			
	ウ その他			
	・小中一貫教育の日に5校時に授業を実施(1時間)			
	・定期考査前に、朝学習として短い時間を活用して実施(数学科 10分×25回=5時間)			
	・総合的な学習の時間のために6校時に授業を実施(1時間)			
	・避難訓練(小中一貫引き渡し訓練)、学習展示発表会の準備のため、5校時に行事として実施(2時間)			
	・第1学年移動教室、第3学年修学旅行のために総合的な学習の時間(各2時間)			
	エ 総合的な学習の時間の郷土学習及び進路学習の調査活動を夏季休業中に5時間取り組む。			
	第1学年 郷土学習(5時間) 八王子市と長野県飯山市との比較			
	第2学年 郷土学習(5時間) 東京都の中の八王子(伝統工業を含む)			
	第3学年 郷土学習(5時間) 京都、奈良の歴史、文化を八王子市と比較する			
	進路学習(5時間) 上級学校について			
	オ・月曜日から金曜日まで毎朝10分間、読書を行う。			
	・夏季休業日に学習教室を行う。			